

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
1	第4章 地域包括ケアを支える機能の強化	1 地域包括ケアシステムの更なる深化	2	<p>重層的支援体制整備事業関連の記載において、支援が必要なあらゆるケースの一つとして、ひとり親に加え、「ヤングケアラー」についても記載していただき、関係機関の意識づけと連携を視野に入れた取組をお願いしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>令和5年7月10日開催の国の社会保障審議会介護保険部会で、「基本指針の構成」の「第9期計画において記載を充実する事項(案)」及び具体的な基本指針の構成の見直し方針案において、ヤングケアラーについて示された。</p> <p>具体的には、地域包括ケアシステムの進化・推進の取組に関連して、「認知症高齢者の家族、ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」</p> <p>こうした国の方向性もふまえ、また本市の地域共生社会実現のため、ヤングケアラーを支援している関係機関や地域包括支援センターなどが連携を図る重要性を計画に明記していただきたい。</p>	<p>本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもである「ヤングケアラー」については、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもあり、子ども自身の権利が守られていないとして、近年社会問題になっていることから、出雲市としても以下の取組を実施しております。</p> <p>●ヤングケアラーに対する出雲市の取組</p> <p>令和5年7月から子ども政策課に相談窓口の設置により、当事者や関係者から相談しやすくなる体制を整備し、相談内容に応じ、関係課や関係機関との調整・支援を行っております。</p> <p>また、ヤングケアラーについて多くの方に知っていただくために、講演会開催や広報誌への掲載など啓発・広報活動を実施しています。</p> <p>第4章(2)においては、高齢者に限らず支援が必要なケースを例示しておりますが、以上のとおりヤングケアラーも当該ケースに該当すると考えられ、また、ヤングケアラーによる高齢者介護に関する支援についても、必要に応じ地域包括支援センターが関係機関と連携を図ることが想定されるため、ご指摘のとおり、「ヤングケアラー」を例示に追記いたします。</p>	P42
2	第4章 地域包括ケアを支える機能の強化	2 地域ケア会議の推進	1	<p>地域ケア個別会議の参加者で医療従事者とありますが、医師の力も大きいと思いますが、医師が参加される事はありますか？(県外市町村では医師も参加されていると聞いた事があります)</p>	<p>地域ケア個別会議では、個々の事例に応じて、必要な医療従事者に助言者として参加いただいております。これまで医師が助言者として参加した事例はありませんが、医師の助言が必要な事例が生じた際は、助言者として参加いただくことも視野に入れて対応しております。</p> <p>また、地域ケア個別会議の議論において得られる有用な知見を広めるため、幅広く医師含む医療・介護関係者へ当該会議の開催とオブザーバーとしての参加募集の案内をしており、オブザーバーとして医師が参加することはあります。</p>	P43

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
3	第5章 健康寿命の延伸・生きがいつくりの推進	2 在宅生活を支えるサービスの充実	1	透析通院の方は、週3回病院に行かれる事が多いですが、ご自分やご家族で通院できる方は良いですが、介助が必要で介護又は福祉タクシー等を使わないと行けない方がおられます。そうなるとタクシー代がかなりかかり、生活が圧迫する事もあります。そういった方に対して手立てはありますでしょうか？	人工透析で通院しておられる方の主な移動支援は、「出雲市障がい福祉計画・出雲市障がい児福祉計画」に記載しており、下記の制度があります。 ●計画に記載のある出雲市の制度 ①次に該当する場合、「腎臓機能障がい者交通費助成制度」が利用できます。 [対象者]自宅から医療機関までの片道通院距離が5km以上ある方で、自家用車やタクシー等で通院透析をしている方 [助成内容]距離に応じて1回あたり250円～1,500円助成 ②身体障がい者手帳1, 2級の交付を受け、次に該当する場合、「障がい者福祉タクシー利用券の助成」が利用できます。 [対象者]出雲市在住かつ本人が在宅生活で、本人と配偶者が住民税非課税の方 [助成内容]500円36枚／年間 ①②の制度の詳細は、福祉推進課で確認してください。 ●計画には記載のないその他の支援 ③身体障がい者手帳の提示により、タクシー運賃が10%割引となります(全国共通) ④人工透析の際、有料又は無料の送迎サービスを行っている医療機関もあります(無料の場合、①は対象外です)。	R57

意見 番号	項目	小項目	項目 番号	意見内容	市の考え方	該当頁
4	第5章 健康寿命の 延伸・生きがいつく りの推進	3 高齢者の社会参 加と生きがいつくり	3.4	<p>生涯現役の社会づくりをめざすなかで、高齢者世代でも価値観やライフスタイルが多様化しており、様々な自己実現をされていると感じる。</p> <p>少子高齢化の進展に伴い、国も異次元の少子化対策を打ち出し、子育て支援の充実に力を入れている。一方で、核家族化の進展や地域との関係の希薄さ(町内会の未加入)などにより、子育て世帯の孤立化も、出雲市においてもあると思われる。</p> <p>こうしたなかで、長年様々な経験を積まれてきた高齢者世代の力を生かして、本市でも取り組んでいるファミリーサポート事業の会員として関わることも自己実現の一つになるのではないかと思提案する。ファミリーサポートセンターは、0歳から小学校6年生までの保護者でサポートしてもらいたい人を「おねがい会員」として、サポートしたい人を「まかせて会員」として登録し、両者をマッチングする市の機関であり、有償ボランティアの仕組みである。保育所や児童クラブ等の送迎や預かりなどを行っている。世代間交流とボランティア活動の両方をかなえる取組である。</p> <p>今や、前期高齢者だけでなく、後期高齢者でもスマートフォンを持ち、SNSを活用する方も多い時代。ファミリーサポートセンターをはじめとした様々な取組を、こうした媒体も利用しながら市でも積極的に情報発信して多くの人に知ってもらい、世代間交流を積極的にして、高齢になっても生き生きと暮らせるまちにしてほしい。</p>	<p>高齢者にとってファミリーサポートセンターは、社会参加や活動の場として機能し、単なる子育て支援の効果だけではなく、希薄化している地域のつながりや自らの生きがいを創出する機会を提供する意味でも期待は大きいものと承知しています。</p> <p>計画書のなかでは具体的な取組については記述しませんが、いただいた意見も参考にしながら、生涯現役の社会の実現を目指し、様々な媒体を活用し積極的な情報発信に努めていきます。</p>	P66

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
5	第6章 安心して暮らせるまちづくり	1 在宅医療・介護の連携	1	身寄りのない方等、今後も増えて行くと予想されます。その方々が施設入所や介護サービスを利用する際に身元保証人・引受人を求められ、利用が難しい事も多々あります。本来、利用を断る事は出来ないと思いますが、現状その様な事があります。それを踏まえての取組がなされるのでしょうか？身元保証人及び引受人がいない事でサービス利用を断る事に対して市の見解はいかがでしょうか？	<p>本計画に記載したとおり、身寄りのない高齢者を関係機関による支援体制構築に取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業所等が可能な限りスムーズに対処できるよう支援していくこととしております。</p> <p>本計画を通じて、医療機関や介護サービス事業所が、身寄りのない方に対するサービスの提供を断ることがないよう、これらの取組を推進してまいります。</p> <p>なお、医療機関については、「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」(平成30年4月27日付け医政医発0427第2号厚生労働省医政局医事課長通知)において、「入院に際し、身元保証人等がいないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。」と、介護施設については、「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」(平成30年8月30日付け老高発0830第1号・老振発0830第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知)において、「入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。」と、国において見解が示されております。</p>	P69
6	第6章 安心して暮らせるまちづくり	3 高齢者の権利擁護	5	国からも利用促進が叫ばれている中、成年後見人の担い手不足により市民後見人にも期待をされていると思いますが、施設等が成年後見人を求めてくる場合もあり、困る事もあります。裁判所も関わる制度なので、当該利用者に理解を得れず、なかなか導入する事が出来なかったり、導入に時間もかかる事もあると思いますが、専門家が手上げされずなかなか決まらない事もあるのでしょうか？	<p>計画に記載したとおり、本市では、権利擁護支援体制を強化していくため、出雲成年後見センター、いずも権利擁護センター、裁判所、市で「地域連携ネットワーク」を構築し、定期的に情報交換を行っています。</p> <p>ご意見にある受任者の調整につきましては、出雲成年後見センター定例会に、出雲成年後見センター会員、いずも権利擁護センター職員、市職員などが参加し、申立て前にケース検討を行うことで、後見人等の受任がスムーズにいくよう調整を図っています。</p>	P83

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方	該当頁
7	第7章 介護サービス基盤の整備	1 サービス種類別事業費の推計	1	②訪問入浴の項目で、令和3年度に比べ令和4年度はサービス量が減り、令和5年度は回復傾向になった原因は何でしょうか？介護サービス過不足調査の結果でも訪問入浴は充足していないとの結果だったと思います。第8期計画のパブリックコメントでの回答では「事業所参入を促進するよう検討していきます。」とありましたが、大幅に増えていない様に思います。進捗状況はいかがでしょうか？訪問入浴をお願いする時に空きがなく断られるケースが多々あります。	令和5年4月に新規開設した事業所があり、それが給付費増加に影響しています。 本サービスは、職員不足や人件費、燃料費の高騰、また入所系サービスの希望の高まりによるニーズの減少などの理由から、全国的にも事業所の廃止が進んでいます。 島根県内でも、平成12年介護保険開始時に、約50事業所あったものが、現在、9事業所まで減少しています。 しかしながら、出雲市では、第8期計画に1事業所が開設し4事業所となっており、県内事業所の約半数を占めています。	P88
8	第7章 介護サービス基盤の整備	3 介護人材の確保・定着に係る施策の推進	2	介護人材の確保・定着に係る施策の推進についてですが、様々な施策を講じておられていると思いますが、目標達成ができなかった原因は何だったと分析をされていますでしょうか？また、訪問介護事業所の人材確保を重点的に進めるとの事ですが、全国的にもケアマネジャー不足も問題になっています。 ケアマネジャーの質の向上も言われていますが、多様化していく社会の中でアンペイドワークも多く、経営に響く事もあります。ケアマネジャーの賃金についても全産業から比べても低いとのデータもあります。そのあたりもケアマネジャーの不足の要因だと考えられますが、ケアマネジャーの重要性・処遇改善・アンペイドワークも含め市の見解はいかがでしょうか？	全国的に、全産業での労働人口の減少に伴う慢性的な人手不足が影響し、介護人材不足が進んでおります。 出雲市の介護支援専門員の不足につきましては、現時点で、ケアマネジャー1人あたりの平均利用者数が上限まで達していない状況と認識していますが、一方で、ケアマネジャーの高齢化が顕著であり、将来的な不足の可能性もあるため検討が必要と考えます。 介護支援専門員だけでなく、介護職員の賃金体系については、他産業に比べ低くなっており、処遇改善等について、国・県に対して引き続き求めていきます。	P107